

(1) 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
現金・預金	261,087	短期借入金 <sup>※2</sup>	280,000
直販顧客分別金信託	500,000	一年内償還予定の社債	150,000
未収委託者報酬	97,559	預り金	26,976
その他	3,654	顧客預り金	13,039
		未払金	7,288
<b>流動資産合計</b>	<b>862,301</b>	未払費用	19,151
		未払法人税等	580
<b>II 固定資産</b>		未払消費税等	10,737
<b>1 有形固定資産<sup>※1</sup></b>		前受収益	12,307
建物	17,610	<b>流動負債合計</b>	<b>520,079</b>
構築物	124	<b>II 固定負債</b>	
器具備品	2,829	社債	100,000
<b>有形固定資産合計</b>	<b>20,564</b>	<b>固定負債合計</b>	<b>100,000</b>
<b>2 無形固定資産</b>		<b>負債合計</b>	<b>620,079</b>
ソフトウェア	33,548	(純資産の部)	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>33,548</b>	<b>I 株主資本</b>	
<b>3 投資その他の資産</b>		<b>1 資本金</b>	100,000
関係会社出資金	2,000	<b>2 資本剰余金</b>	
敷金	5,808	資本準備金	465,500
長期前払費用	1,940	<b>資本剰余金合計</b>	<b>465,500</b>
繰延税金資産	56,629	その他の利益剰余金	
その他	10	繰越利益剰余金	△202,776
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>66,387</b>	<b>利益剰余金合計</b>	<b>△202,776</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>120,501</b>	<b>株主資本合計</b>	<b>362,723</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>362,723</b>
<b>資産合計</b>	<b>982,802</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>982,802</b>

## 注記事項

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法  
関係会社出資金  
投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～24年
構築物	15年
器具備品	3～20年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しています。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。
3. 収益および費用の計上基準  
投資事業組合管理収入  
投資事業組合管理収入には、投資事業管理報酬、同設立報酬が含まれており、投資事業組合管理報酬については、契約期間の経過に従い契約上收受すべき金額を収益として計上し、同設立報酬については、収入金額確定時にその収入金額を収益として計上しています。
4. 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

### （重要な会計上の見積り）

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 繰延税金資産

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 56,629千円

#### (2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しています。

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しています。特に、当社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産 56,186千円を計上しています。

将来の課税所得の見積りは、当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に将来収益および営業利益見込みです。当社では、令和3年度以降も緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得の見積りを行っています。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)

#### 1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)および米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

#### 2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)

#### 1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)および米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンスおよび開示

に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

## 2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## 3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

建物	10,855 千円
構築物	770 千円
器具備品等	10,401 千円

### ※2 担保提供資産および担保付債務

直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れています。

担保付債務は、次のとおりです。

短期借入金 280,000 千円



んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注)2.をご参照ください)

当事業年度(令和3年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	261,087	261,087	—
(2)直販顧客分別金信託	500,000	500,000	—
(3)未収委託者報酬	97,559	97,559	—
資産計	858,647	858,647	—
(1)短期借入金	280,000	280,000	—
(2)社債(※1)	250,000	249,730	△269
(3)未払金	7,288	7,288	—
(4)未払費用	19,151	19,151	—
(5)未払法人税等	580	580	—
(6)未払消費税等	10,737	10,737	—
負債計	567,756	567,486	△269

(※1)1年以内に期限到来の社債を含めています。

(注)1.金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金(2)直販顧客分別金信託(3)未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)短期借入金(3)未払金(4)未払費用(5)未払法人税等(6)未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2)社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

当事業年度(令和3年3月31日)

(単位:千円)

敷金	5,808
関係会社出資金	2,000

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

(注)3.金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	261,087	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	500,000	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	97,559	—	—	—
合計	858,647	—	—	—

(注) 4. 短期借入金および社債の決算日後の返済予定額

当事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	280,000	—	—	—	—
社債	150,000	—	100,000	—	—
合計	430,000	—	100,000	—	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式

当事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	2,000

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (令和3年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(*2)	76,781千円
その他	442千円
繰延税金資産小計	77,224千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*1)	△20,595千円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	—千円
評価性引当額小計(*1)	△20,595千円
繰延税金資産合計	56,629千円
繰延税金資産（純額）	56,629千円

(\*1) 評価性引当額が 30,600 千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が 30,600 千円減少したことによるものです。

(\*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和3年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	30,929	24,449	16,183	5,219	-	76,781
評価性引当額	12,314	8,280	-	-	-	20,595
繰延税金資産	18,614	16,168	16,183	5,219	-	(b)56,186

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	33.84%
実行税率変更による差異	△1.29%
評価性引当額の増減額	△49.03%
法人税の特別控除額	
住民税均等割等	0.93%
その他	10.87%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>△4.69%</u>

#### (持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しています。

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

##### 2. 関連情報

###### (1) 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

###### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等	創発の荅1号投資事業有限責任組合	京都市中京区	1,320,000(注4)	投資事業	50%(注2)	設立報酬及び組合管理手数料の受取	投資事業組合管理収入	3,040	前受収益	12,307

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2) 当社は、他社と共同で無限責任組合員として出資しています。

(注3) 取引条件および取引条件等の決定方針等組合契約に基づき決定しています。

(注4) 出資金額は、コミットメント総額です。

(2) 役員および個人主要株主等

当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

1株当たり純資産額 6,414円20銭  
 1株当たり当期純利益(△損失)金額 1,155円34銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	65,334千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	65,334千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。